

目 次

ご挨拶	5
1. 市民後見研究実証プロジェクト活動概要	7
・プロジェクトの活動目的	8
・プロジェクト活動概要図	9
・活動概要－研究・調査・教育・事業－	10
・平成 23 年度 活動地域	16
2. 市民後見団体・市民後見人紹介	19
・市民後見団体一覧（抜粋）	20
・市民後見団体	22
・市民後見人	46
・参考団体	51
・参考資料：社会福祉協議会 法定後見等実施状況	55
・参考資料：市民後見団体・社会福祉協議会 後見活動実施地域一覧	60
3. 市民後見人養成講座 募集要項	65
4. メディカルサポート	71
5. プロジェクトの過去の成果	73
・文部科学省 「社会人の学び直し」 委託事業 市民後見人養成講座 実施報告書概要	74
・経済産業省 「後見・信託事業に関する検討」 調査 実施報告書概要	85
・厚生労働省 親族後見人が抱える業務上の課題に関する実態調査 実施報告書概要	98
・厚生労働省 親族後見人に対する現任研修および相談に関する調査研究事業 実施報告書概要	108
6. 支援企業紹介	119

ご挨拶

成年後見制度は、２０００年に、介護保険制度とともにスタートしました。しかし、これまで、成年後見の利用実績は極めて低調に推移してきました。背景には、認知度の低さ、家庭裁判所関与ゆへの敷居の高さ、費用や手続きの煩雑さ不透明さ、後見人の成り手不足、その他が挙げられます。しかし、成年後見制度を普及・定着させることは、高齢者を狙う悪質商法の抑止のみならず、高齢社会における医療・介護・住宅・金融・その他の適切な提供の確保にも資するものと考えられます。

これまで、東京大学大学院医学系研究科においては、平成２０年度から文部科学省“社会人の学び直し”委託事業として、成年後見を市民の身近なものにすることを目指し１２８時間の市民後見人養成講座を開設し、全国２７の都道府県から受講した１４００人の中高年層のうち、８１１名に対し、市民後見人としての素養を認める履修証明書（学校教育法１０５条）を付与して来ました。

このようなこれまでの医学系研究科における活動を基礎として、成年後見や高齢者向け政策に関する応用研究を幅広く行うべく、東京大学の学部等横断的機構である政策ビジョン研究センターに“市民後見研究実証プロジェクト”を設置することになりました。本プロジェクトでは、現場における人材養成を継続するとともに、成年後見を通じ、増加する一人暮らし高齢者や認知症高齢者、障がい者等が抱える諸問題を抽出・分析し、医療・介護・福祉・住宅・金融といった関連サービスや制度の在り方に関する多面的政策研究を行い提言していくことを目的としています。具体的には、認知症高齢者等の情報管理、成年後見の在り方・見える化、事理弁識能力の判定方法、法定後見のニーズ調査、成年後見の業務評価等についての臨床研究を進める一方で、成年後見制度関連四法を軸に民法、社会保障、事業関連法などについて政策提言を目指します。

政策ビジョン研究センターは、様々な分野の研究の現場と社会をつなぐ橋渡しをするべく、民間の方々とも連携しながら、新しい政策の選択肢の提示を目指しております。同時に、本プロジェクトにおいては、従前の活動を新しい形で継続すべく、市民後見人養成講座を今年度は全国４ヵ所で開催して参ります。このような活動を通して現場のニーズにこたえとともに、現場のネットワークを構築することを通して、より現実感のある政策選択肢が提示できると考えています。数多くの方々の積極的な御参加と御協力を期待しています。



東京大学 政策ビジョン研究センター
センター長 城山 英明

1. 市民後見 研究実証プロジェクト 活動概要

プロジェクトの活動目的

判断能力が不十分になったからといって、生活に欠かせない医療、介護、住宅、金融、外食、旅行、その他のサービスを上手く利用できないようでは、世界に冠たる長寿国日本として恥ずかしい限りです。

恥ずかしいばかりか、認知症高齢者の6割が経済被害に遭い、8割が機会損失を被っており、それらの金額は10兆円になると試算する調査もあります。クライアントの意思がわからないので、サービスを適切に提供できずに困っている供給者も少なくありません。判断能力が不十分になることで需要と供給が繋がらなくなると、心理的・経済的・社会的にみんなが損をし、負のストレスを抱えるのです。

この現況を打開する一つの方策が成年後見制度です。この制度を活用して、判断能力が不十分な人の意思（もしくは必要）が、医療に傾くときは医療について、金融に傾くときは金融について、代理人や同意人として本人を表に裏にサポートするのが後見人です。

主役無きサポーターはあり得ないので、後見人は本人をよく知らないと仕事になりません。お金が主役ならそれは財産管理人に過ぎず、後見人の域までは達していません。後見をする人とされる人は、近くにいることが求められます。いろいろな噂を含め、あの病院は…、あの不動産は…、あの銀行は…、とわかるようでなければ、代理人としての仕事ができないからです。

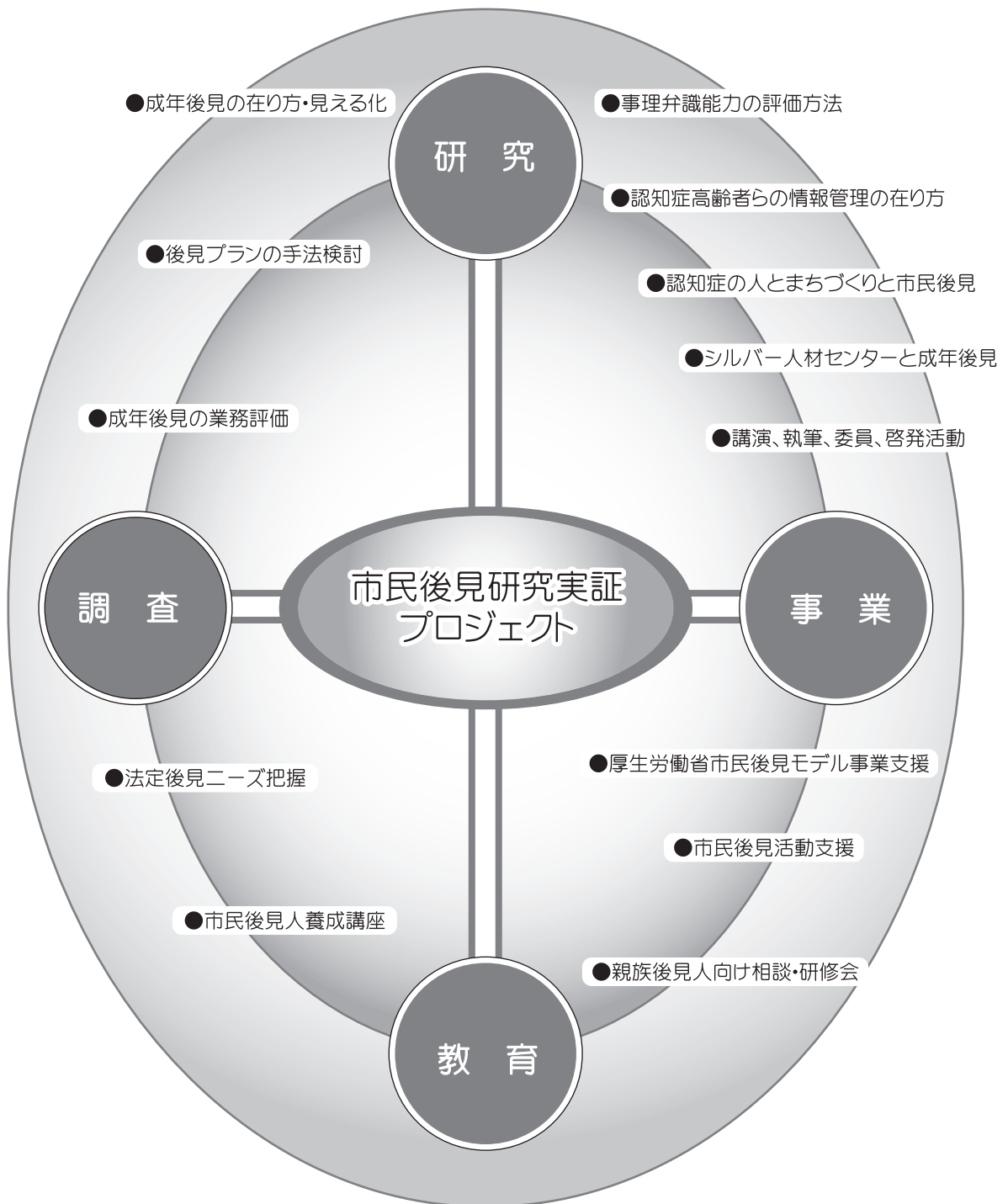
すると、本人と同じ地域に住む、人間味のある市民が後見人として最も相応しいのではないか？これが本プロジェクトの仮説です。次項以降の研究、調査、教育、事業を通じ、この仮説を実証していくのがプロジェクトの姿勢です。

当研究室の活動を是非ご覧下さい。ご家族や業務上の悩みを研究室にお寄せ頂き、市民後見人養成講座を受講し、市民後見活動を行うNPOを立ち上げ、市民後見の目線を通じてこそ見えてくる高齢・福祉社会の諸課題を解決するための政策等提言に資する思いと根拠を、皆様とともに創り出していただければスタッフ一同幸甚の極みです。ご指導ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。



東京大学 政策ビジョン研究センター 特任助教
市民後見研究実証プロジェクト
プロジェクトマネジャー 宮内 康二

プロジェクト活動概要図



活動概要 ー研究・調査・教育・事業ー

研究 >>>

■ 成年後見の在り方・見える化

成年後見については下記のような不透明な面がある。

Q どのような時に、成年後見を利用すべきか？

Q どのような人が後見人になるのか？

Q 後見人は、どのような仕事を、どのようにしてくれるのか？

Q 後見にかかる費用や報酬は、いくらで、どのように決まるのか？

Q 成年後見を利用したことの結果や効果は、どのように評価されるのか？

本研究では、成年後見に関連する国内外の既存ならびに新規の調査や検討を踏まえ、成年後見の中身と構造について、実務的かつ理論的体系化を試みる。

本研究を通じ成年後見が可視化され、後見をする後見人等、後見人を雇う被後見人等、後見活動を支援・監督する後見監督人や後見ネットワーク関係者、後見人と関与する医療・介護・福祉・金融・住宅関係者等の諸活動が円滑になることを目指す。

■ 後見プランの手法検討

どのような人が後見人になるかにより、被後見人等の生活や人生は、良くも悪くも大きく変わり得る。これが後見の醍醐味である。

被後見人等の財産を静的に管理し、支払うものを支払い、残余財産を推定相続人に引き渡せばよいという考えに終始する後見人であれば、被後見人等の周囲のためにはなるが、被後見人等の心身および生活環境はあまり向上・改善しない。被後見人等に不利益をもたらすような後見人等もある。

このような後見の当たり・外れの現実の背景の一つに、後見プランが設定されておらず、対処療法的な後見活動が多いという見方がある。

本研究では、千差万別な被後見人等（候補者）の身上や財産等の客観的な情報をもとに、パソコン等を活用したシミュレーション・プログラムにより、医療・介護・住まい・楽しみ・その他の生活支援に関する積極的な後見実務を行い、被後見人等の生活や人生を豊かなものにするための後見プランを複数提示するための仕組みづくりを目指す。本研究を通じ、円滑な後見業務支援ならびに後見業務の記録や評価支援を目指す。

■ 事理弁識能力の評価方法

被後見人等の事理弁識能力（いわゆる判断能力）を評価する視点や手法の現状は、医学的疾患・障害評価に基づき、主に財産管理能力を評価し、家庭裁判所が最終的に審判を行う仕組みとなっている。

しかし、補充されるべき本人の意思は、信頼する人を指し示す能力（感情）、どこに住みたいかを表現する能力、選挙で投票する能力、医療行為に関する説明を理解し同意（拒否）する能力、遺言を作成する能力、自らの情報を開示することに同意する能力、その他、多種多様である。財産管理能力がないことが、これらの能力までもないことを果たして示しきれるであろうか。また、能力が不十分と判じる（Sick note）ばかりでなく、何ができるかを積極的に評価（Fit note）し、被後見人等の自立や尊厳を支援する能力評価の手法の検討、開発が求められる。

本研究では、以下の作業を通じ能力評価に関する研究を行う。

- ・生活に必要な行為と当該行為を行うに必要と思われる能力の一覧整理
- ・判断能力を評価する方法に関する文献レビュー
- ・認知障害等に伴う判断能力の評価プロセスの体系化
- ・既存の評価方法では不十分な領域の焦点化
- ・被後見人等を対象に現有能力を再評価
- ・医療介護サービス受給者を対象に判断能力の調査
- ・判断能力と健康や生活の関連研究

本研究を通じ、評価や記述方法にばらつきが大きい医師の鑑定書に一定の基準を与えることができる。一般の方がそろそろ後見が必要かもしれないという自己判断の一助にすることができる。残存能力の活用、自己決定権の尊重がなされ易くなる。

■ 認知症高齢者らの情報管理の在り方

徘徊時の対応など、認知症高齢者らの支援においては、顔写真・住所・病名などの個人情報を地域共有する必要がある場面が少なくない。認知症高齢者の徘徊等に対応する地域見守り活動における個人情報の取扱については、自ら希望した者について情報を収集する「手上げ方式」、要援護者への働きかけにより情報を収集する「同意方式」、市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて関係機関で情報共有する「関係機関共有方式」が想定されているが、それぞれの方式における課題の抽出と解決策の策定を行う。

また、法定後見の申し立て手続きならびに後見実務においては、情報管理に関し本人の同意を得ることが難しい場面が多々ある。これに関し、後見に関わる個人情報をリストアップし、その内容と管理場所を整理し、被後見人の利益に合致する個人情報の共有について研究を行う。

本研究を通じて得られた知見などを、【教育】「市民後見人養成講座」における情報管理の教材として活用するとともに、当該部分の冊子などを作成し、一般への啓発にも努める。

調 査 >>>

■ 成年後見の業務評価

いわゆる親族後見人、職業後見人、市民後見人、社会福祉協議会による成年後見、NPO や一般社団等による成年後見、などに関する100～200程度の事例を収集し、制度利用に至る経緯や審判後の後見業務の内容・報酬・その他について、関連書類や関係者インタビューをもとに分析し、手続き評価・結果評価・効果評価の観点からこれらを比較して整理する。

手続き評価においては、後見人ならではの権限の行使回数や行使対象に注目しながら、後見業務とそれに付帯する業務の整理を行う。後見人の行為によって、被後見人の心身・経済にどのような結果が及ぼされているか、また、被後見人等にかかわるケアマネジャー・金融機関・家族等にどのような効果がもたらされているかなどの結果評価や効果評価項目を設置し、本人や本人を取り巻く関係者からの声や情報をもとに、事例を分析する。

本調査を踏まえ、成年後見やその周辺にある制度やガイドライン等の構造の在り方を探究評価し、成年後見の在り方・見える化研究につなげる。

■ 法定後見ニーズ把握

すぐにでも法定後見が必要な事案の所在や希望を把握すべく、全国20程度の地域にて、被後見人等候補者との関わりが深い医療・介護・福祉関係者等に対し、法定後見ニーズ発掘に関する説明会、アンケート調査、ヒアリング調査などを行う。

予定地域：北海道富良野圏域、北海道釧路市、北海道白糠町、秋田県秋田市、富山県砺波圏域、石川県加賀市、福井県あわら市、群馬県玉村町、栃木県内、茨城県内、埼玉県熊谷市・深谷市・本庄市・寄居町・美里町・鴻巣市・新座市・さいたま市、東京都内、千葉県内、神奈川県相模原市、兵庫県明石市、愛媛県松山市、山口県山口市、鹿児島県薩摩川内市、その他

本調査結果を実態として留めるだけでなく、当該地域の市民後見人候補者と被後見人等候補者の関係を構築し、経緯のある申し立てに繋げることを目指す。

教 育 >>>

■ 市民後見人養成講座

市民後見人や親族後見人を目指す人（もしくは行っている人）を対象に、成年後見に関する座学・演習・活動を織り交ぜた126時間の系統的プログラムを、2011年9月から2012年7月にかけて、東京（東京大学）、北海道（富良野圏域）、関西地方（兵庫県）、九州地方（鹿児島県）にて開催する。

プログラムの前半は“成年後見を知る”ことに主眼が置かれ、後半は“市民後見に挑む”ことに主眼が置かれる。

すべての課程を修了した人には、東京大学より、学校教育法105条に基づく履修証明書を授与する。受講対象者は、原則高校卒業程度以上の学歴で、市民後見人や親族後見人として活動することを旨とする。受講料は63,000円。

平成24年度は、東京以外に、東北・北陸地方、中部地方、中国地方、四国地方での開催を予定している。

■ 親族後見人向け相談・研修会

親族後見人の多くは、後見人としての知識・技術・態度・役割等を十分に理解しないまま後見人の職務に就くことが多い。よって、実務においての誤解や権利の誤用が散見される。介護の負担と相まって後見も担うことで、余裕がなくなり、孤独・燃えつき・横領等に陥ってしまうこともある。

このような親族後見人に対し、医療・介護・住宅・金融・相続・訴訟・家裁への報告・その他に関する専門的助言指導を面談、電話、メール、文書などの方法により無料にて行う。親族後見人同士の座談会、適度な質量の親族後見研修会を実施する。親族後見人と市民後見人のネットワークを構築する。

本事業を通じ、後見人等の過半数以上を占める親族後見人を支援し、制度の円滑と家庭の円満に資することを目指す。

事業 >>>

■ 市民後見活動支援

東京大学による市民後見人養成講座修了生に限らず、市民後見活動を目指す人もしくは既に市民後見活動を実施している人を対象に、以下のような支援を行う。

- ・市民後見法人の立ち上げ支援
- ・後見を要する人と市民後見グループの関係づくり
- ・市民後見活動に伴う損害賠償責任保険の紹介
- ・成年後見実務フォローアップ研修
- ・成年後見や付帯する事項に関する専門的助言指導
- ・市民後見や成年後見に関する各種情報提供
- ・その他

■ 厚生労働省市民後見モデル事業支援

老人福祉法32条の改定を含み、平成26年度より自治体が責任を持って成年後見の拠点を設置するという予定に向け、厚生労働省が平成23年度に行う市民後見推進モデル事業に関し、教育・調査・事業の観点から支援する。

対象地域として、モデル事業採択エリアのうち、北海道南富良野町、北海道釧路市、福井県あわら市、石川県加賀市、富山県砺波地域、群馬県玉村町、鹿児島県薩摩川内市、その他を予定している。単独の自治体もあれば、複数の自治体による圏域もある。

対象地域においては、調査1「法定後見ニーズ把握」を通じ、当該事業でイメージする市民後見を必要とする被後見人等候補者を抽出する。このニーズを的確に埋める人材を市民から募集し、市民後見人候補者として養成する。養成の過程で、行政その他の協力を得て、被後見人等候補者と市民後見人等候補者の関係づくりに注力し、円滑な申し立て・選任・後見業務に繋げる。

市民後見活動の拠点として、社会福祉協議会・市民後見NPO法人・被後見人等の家族会・その他が想定される。活動の対象は、なるべく在宅の、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者のすべて、もしくはいずれかとなる。被後見人などの状況に応じ、日常生活自立支援事業の利用や死後事務手配なども行えるよう身上監護する。

■ 認知症の人とまちづくりと市民後見

エーザイ(株)が取り組んでいる、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすための「まちづくり」と連携して市民後見を位置づけ、本人の社会参加をより促進する。

対象予定の地域は、北海道釧路市内、福井県福井市内、東京都内、千葉県内、神奈川県内、埼玉県内、京都府京都市内、兵庫県神戸市内、愛媛県松山市内、鹿児島県内、などである。

本事業を通じ、認知症と成年後見の接点を強化しつつ、成年後見を利用しなくても済む方法や条件などを探索する。同時に、【研究】「事理弁識能力の判定方法の在り方」、【研究】「認知症高齢者の情報管理の在り方」、などの研究も行う。

■ シルバー人材センターと成年後見

多くの経験と知識を持ち、地域を理解している元気シニアが集うシルバー人材センターの新しい社会的役割として成年後見を位置づける。

愛媛県松山市シルバー人材センター、埼玉県新座市シルバー人材センター、埼玉県さいたま市シルバー人材センター、その他を契機に、シルバー人材センターの会員や職員に対し、成年後見に関する研修を行い、シルバー人材センターを拠点に、成年後見を要する人の相談受付、制度利用支援、後見受任、その他、成年後見に関する諸活動を行えるよう体制を整える。

■ 講演、執筆、委員、啓発活動

成年後見に関するセミナー・相談会・執筆・委員活動を、行政、金融機関、医療・介護・福祉施設、不動産・住宅業界、自治会、家族会、等の要望に合わせて行う。

市民後見に関するホームページを制作し、全国の市民後見のネットワークを構築する。

市民後見研究実証プロジェクト
平成23年度活動地域



調査・研究・教育にご協力をお願いします。
下記の方は、研究室までご連絡下さい。

- ・法定後見のニーズ調査や後見人の業務評価研究にご協力頂ける方
- ・親族の医療、介護、相続、財産、訴訟などでお困りの方
- ・市民後見人養成講座を共催する大学等
- ・調査研究活動の補助業務をして頂ける方
- ・研究室との共同研究を希望される企業等

連絡先

東京大学 政策ビジョン研究センター
市民後見研究実証プロジェクト
TEL:03-5841-0622 FAX:03-5841-0811
E-mail:support@shimin-kouken.jp

